

## 兵庫県立阪神昆陽特別支援学校の教育実習申し込み要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校の教育実習申し込みに必要な事項を定めるものとする。

### (教育実習の目的)

第2条 特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者（ただし、高等学校の教員の免許状を有する又は取得見込みであること）に対して、教育実習（以下実習という）の機会を提供し、教員に必要な基礎的知識・技術・態度・心構えを修得することを目的とする。

### (対象者)

第3条 大学、短期大学及び教員養成機関（以下、大学等）に在籍し、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者のうち、次の条件を満たし、校長が許可した者とする。

- (1) 兵庫県内の大学等に在籍する者か、兵庫県内に居住、もしくは帰省先を有し、県外の大学等に在籍する者
- (2) 高等学校教諭免許状を有する又は取得見込みである者
- (3) その他、本校での実習を特に希望する者

### (実施期間及び人数)

第4条 実習の時期および人数は次の通りとする。

前期 （ 5月下旬～ 6月下旬頃） 若干名

後期 （10月中旬～11月下旬頃） 若干名

※前期、後期の日程は別途本校が指定する。

### (事前オリエンテーション)

第5条 実習の2週間程度前に事前オリエンテーションを実施する。

### (実習の内容)

第6条 実習の内容はおおむね次の通りとする。

- (1) 特別支援学校の教育全般
- (2) 児童生徒の理解と支援、授業の観察と参加、教材研究、授業
- (3) 本校の行事等への参加手伝い、環境整備等
- (4) その他、本校が実習中の体験として計画する内容

(申し込み)

第7条 実習の申し込み手続きは次の通りとする。

(1) 個人で申し込む場合は次の手続きによる。

ア 事前に電話連絡の上、実習希望年度の前年の5月1日から5月31日までに、「教育実習申込書(個人用)」(様式1)を本校に提出(郵送可)する。その際、実習期間に希望がある場合は、申し出る。

イ 人数が多い場合は、本校で選考する。

ウ 6月下旬に、実習受入の可否を連絡する。

エ 受け入れ可能な場合、7月以降随時大学等を通して内諾(大学等の所定の様式で可)等の手続きを行う。

オ 実習年度の4月に大学等を通しての正式依頼(大学等の所定の様式で可)により、実習を承諾する。実習期日もこのとき正式に決定する。

(2) 兵庫県内の大学等から一括して申し込む場合は次の手続きによる。

ア 事前に電話連絡の上、実習希望年度の前年の5月1日から5月31日までに、「教育実習申込書(兵庫県内の大学用)」(様式2)を本校に提出(郵送可)する。実習期間についての希望がある場合は、申し出る。

イ 人数が多い場合は、本校で選考する。

ウ 6月下旬に、実習受入の可否および人数を連絡する。

エ 受け入れ可能な場合、7月以降随時大学等の教育実習所管課と内諾(大学等の所定の様式で可)等の手続きを行う。

オ 実習年度の4月に大学等からの正式依頼(大学等の所定の様式で可)により、実習を承諾する。実習期日もこのとき正式に決定する。

(3) 本県より派遣されている長期研修者の場合は次の手続きによる。

本県より派遣されている内地留学者の実習については別途協議する。実習を希望する場合は、早急に本校まで連絡すること。

## 9 その他注意事項等

- ・教育実習までに麻疹の抗体検査をうけ、必要であれば予防接種を受けた旨の証明書を提出すること(様式自由)

(証明については検査結果のコピー又は大学による証明でもよい)

- ・警報で学校が休校になった場合、実習は中止する。
- ・その他問題等あればその都度協議する。
- ・この要領は平成27年5月14日より施行し、平成28年度実施の教育実習より適用する。
- ・この要領は平成30年2月27日より施行する(第3条、一部改正)。
- ・この要領は平成31年3月25日より施行する(第3条、第7条、一部改正)。